

令和7年度第2回 PFS/SIB実務者セミナー

令和8年2月26日(木) 14:00~15:30

主催:内閣府 成果連動型事業推進室

本日のプログラム

01

PFS事業の制度概要について

EY新日本有限責任監査法人

02

事例紹介 / パネルディスカッション

青森県弘前市 : 弘前市Well-being地域社会共創プロジェクト
「メタボリックシンドローム予防・改善事業」

茨城県古河市 : 古河市こどもの居場所支援事業

岐阜県美濃加茂市 : 若者活動支援事業

鳥取県湯梨浜町 : PFSを活用した全世代型健幸ポイントプロジェクト

03

関係府省庁におけるPFS関連施策の取組について

内閣府 / 法務省 / 厚生労働省 / 経済産業省

PFS事業の制度概要について

アジェンダ

1. PFSとは何か
2. PFS事業の参考情報

1. PFSとは何か



PFSの定義

- ▶ PFSは、事前に設定した成果目標の達成状況に応じて委託費等の支払がなされる仕組み
- ▶ 社会課題を解決するための事業に用いられる。

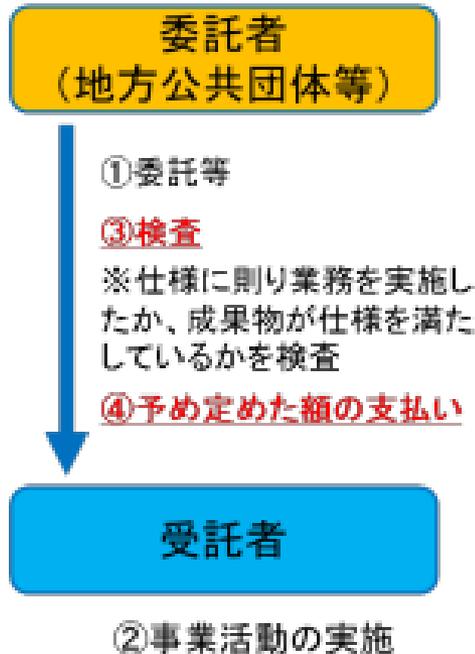
■ 定義

<p>PFS (Pay For Success)</p>	<ul style="list-style-type: none">■ 国又は地方公共団体(以下、「地方公共団体等」という。)が、民間事業者等に委託等して実施させる事業のうち、■ その事業により解決を目指す<u>社会課題に対応した成果指標(アウトカム)</u>が設定され、■ 地方公共団体等が当該社会課題の解決のためにその事業を民間事業者等に委託等した際に<u>支払う額等が、当該成果指標の改善状況に連動するもの</u>
<p>SIB (Social Impact Bond)</p>	<ul style="list-style-type: none">■ PFS事業を受託した民間事業者が、当該PFS事業に係る<u>資金調達を金融機関等の資金提供者から行い、</u>■ その返済等を、成果に連動した地方公共団体等からの支払額等に応じて行うもの

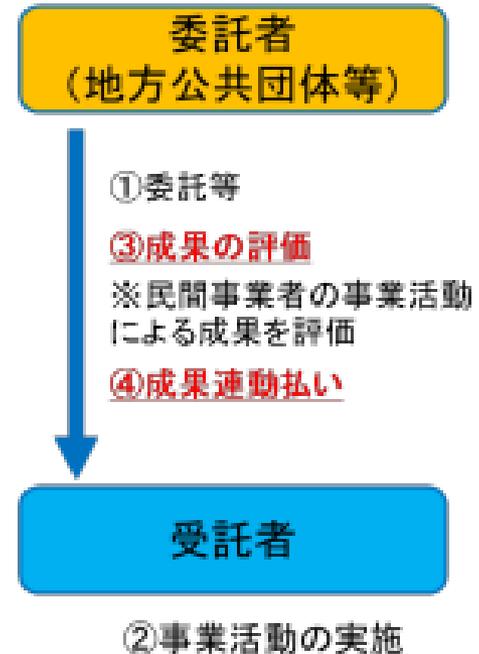
従来型の委託事業とPFS事業の違い

- ▶ 従来型の委託事業では、仕様に則り業務を実施し、成果物が仕様を満たしているか検査を受け、予め定めた額が支払われる(仕様発注)。
- ▶ PFS事業では、事前に設定した成果目標の達成状況に応じて、委託費の支払い額が変動する(成果発注)。

【従来型の委託事業】



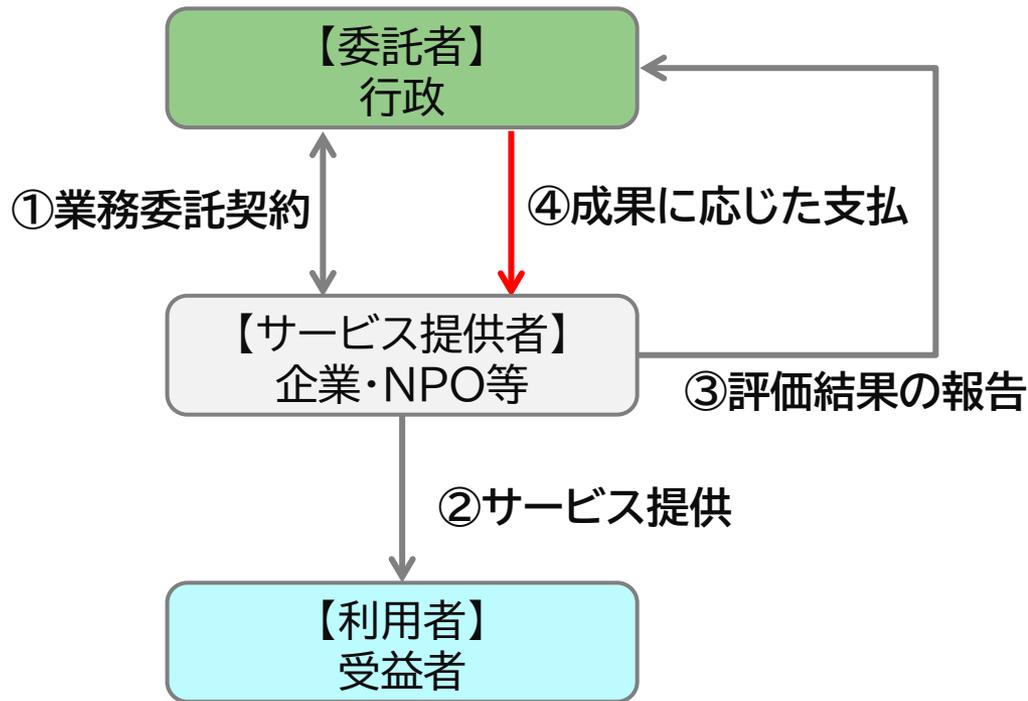
【PFS事業】



PFSの構成要素

- ▶ PFS事業では、国や自治体と事業者が業務委託契約を結び、対象者に対してサービスを提供する。
- ▶ 事業終了時に、契約で取り決めた成果指標(アウトカム)の達成状況を評価し、その結果に応じた委託費が支払われる。

最もシンプルなスキーム



- ▶ 明確に定義された社会課題
- ▶ 社会課題解決のための事業 (介入行為)
- ▶ 事業が生み出すアウトカム
- ▶ アウトカムを計測する成果指標
- ▶ 成果指標に紐づく支払条件
- ▶ 成果指標を計測する評価デザイン
- ▶ 計測に必要なデータ
- ▶ 介入の効果を示すエビデンス

PFSのステークホルダー

- ▶ PFSは官民連携のスキームであり、PFS活用の最も本質的な効果は、地方公共団体等及び民間事業者を始め、全てのステークホルダーが、事業活動そのものよりも、それによってもたらされる **社会課題の解決への貢献というアウトカムを中心に考えるようになり、連携が強化される** ことである。

ステークホルダー	主な役割
行政機関・自治体	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 中間支援組織と連携して社会的課題の特定、各関係者の調達 ▶ 成果目標達成時の事業費及び成果に伴う利益の支払い 等
サービス提供者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 介入プログラムの実施主体、社会的課題に対する効果的なサービスの提供 等
中間支援組織	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 良質な案件の発掘、適切な事業者の発掘及び事業の管理と資金調達 ▶ 行政とのSIB組成に関する契約締結の補佐・管理、組成可能性の事前調査、サービス提供者の調査・調整、成果指標決定における助言・調整 ▶ プロジェクトの種類や多様な局面に応じた様々な役割 等
第三者評価者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 行政機関やサービス提供者等、他の関係者とは独立した立場から介入プログラムによる成果について、予め合意された手続きに沿って、財務的指標だけでなく非財務指標を用いて、公正・公平な測定・評価を実施 ▶ 行政機関への評価結果の報告等
資金提供者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ サービス提供に要する事業費等の事業実施前における拠出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間支援組織に拠出する場合と、サービス提供者に直接拠出する場合がある ▶ 介入プログラムが合意した成果目標を達成できない場合は、提供した資金が償還されないといったリスク負担 等
特別目的事業体 (SPV)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 特定事業のみ(資産保有)を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産の管理や資金調達といった実際の業務は、特別目的会社(SPC)ではなく設立した親会社が実施する
受益者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 解決すべき社会的課題における介入プログラムの対象

ステークホルダーにとってのPFSのメリット

▶ PFS活用による各ステークホルダーにおけるメリットは以下の通りである

ステークホルダー	メリット
行政機関・自治体	<ul style="list-style-type: none">▶ 重要な社会的課題の解決に向けて、成果が明確になり、また素早く社会実験が可能になること▶ 介入プログラムが成果目標を達成した場合、将来的な行政コスト削減や税収増加の見込みがあること▶ 介入プログラムが成果目標を達成しなかった場合は報酬を支払う必要がないため、財務リスクを負う必要がないこと
サービス提供者	<ul style="list-style-type: none">▶ 革新的な社会課題解決型事業の社会実装をするにあたって、事業効果の発現に必要な複数年度にわたる規模の予算確保ができること▶ 成果を創出することを主目的としており、そのための資金用途に関する自由度が高いこと（一般的な収入源となる行政機関や財団法人等からの助成や補助等は、単年度かつ資金用途に制限が多い）<ul style="list-style-type: none">• 例として、推進する社会的課題解決に向けた取組みの規模拡大や安定した雇用実現の機会を得られる可能性がある
資金提供者	<ul style="list-style-type: none">▶ 財務的便益と社会的便益を同時に得られる可能性があること<ul style="list-style-type: none">• 社会的便益を求める財団法人等においては、財務便益はなくとも当該財団法人が重視する社会的課題の解決を成果として得ることができ、償還された元本を再度資金提供できることに関心を示すこと等が考えられる
受益者	<ul style="list-style-type: none">▶ 従来行政サービスで効果が挙げられなかった社会課題の解決の可能性があり、直接的なメリットを享受することができること

PFSにより期待される効果

▶ 社会課題解決の実効性向上

- ✓ 成果(アウトカム)に連動した支払いにより、真に必要な変化の創出を促進
- ✓ 従来型委託事業に比べ、成果改善への強いインセンティブが働く

▶ 民間の創意工夫・イノベーションの最大化

- ✓ 事業実施方法の裁量を民間に委ねることで、多様なノウハウや新手法が活用される
- ✓ 民間の知見を生かした、多様で柔軟な解決策の創出が期待できる

▶ 官民連携の強化

- ✓ 委託者、受託者、(SIBの場合は資金提供者)等が「成果」を共通目標として協働
- ✓ ステークホルダー間の役割分担と責任の明確化

▶ 説明責任・透明性の向上

- ✓ 成果指標(アウトカム)に基づく評価により、地方公共団体等の支出に対する説明責任を果たす
- ✓ 事業の成果が客観的に可視化される

▶ EBPM(証拠に基づく政策立案)の推進

- ✓ 成果測定・評価を通じてエビデンスが蓄積
- ✓ 事業終了後の政策改善や横展開に活用可能

2. PFS事業の参考情報



PFS事業の実施手順

▶ PFSの基本方針として、内閣府成果連動型事業推進室より、共通のガイドラインとPFSアクションプランが示されている

- ▶ 成果連動型民間委託契約方式
(PFS:Pay For Success)共通のガイドライン(令和6年2月 改訂版)

https://www8.cao.go.jp/pfs/r6_guidelines.pdf

- ▶ PFSアクションプラン
(令和5～7年度)(令和5年3月2日決定)

<https://www8.cao.go.jp/pfs/actionplan.html>

PFS事業の事例

- ▶ PFS事業の事例について、内閣府の成果連動型民間委託契約契約方式(PFS)ポータルサイトより、分野別の事例が示されている

- ▶ PFS事業事例集

<https://www8.cao.go.jp/pfs/jirei.html>

(分野)

- ▶ 医療・健康
- ▶ 介護
- ▶ 再犯防止
- ▶ まちづくり
- ▶ 就労支援
- ▶ その他
- ▶ 海外